笠原ひまわり保育園運営規程

特定非営利活動法人子育て支援グループ
ひまわりのお家

（施設の名称等）

第１条　特定非営利活動法人子育て支援グループひまわりのお家が設置する保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称　　笠原ひまわり保育園

(2) 所在地　水戸市笠原町１３９６番地の３

（施設の目的及び運営方針）

第２条　笠原ひまわり保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

２　当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

３　当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。

４　当園は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

５　当園は、水戸市特定教育・保育施設及び特定地域保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年９月３０日水戸市条例第４３号）その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

（利用定員）

第３条　当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第１９条第１項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

(1)　第１９条第１項第２号の子ども（保育を必要とする３歳以上児。以下「２号認定子ども」という。）　２４人

(2)　第１９条第１項第３号の子ども（保育を必要とする３歳未満児。以下「３号認定子ども」という。）のうち、満１歳以上の子ども　１３人

(3)　３号認定子どものうち、満１歳未満の子ども　３人

（提供する保育等の内容）

第４条　当園は、保育所保育指針（平成２０年３月２８日厚生労働省告示第１４１号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

(1)　　特定教育・保育（第７条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ。）第７

条に規定する時間において、保育を提供する。

(2)　食事の提供

(3)　その他保育に係る行事等

(4)　一時預り保育の提供

(5)　延長保育の提供

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第５条　保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

ただし、職員の職種及び員数は利用児童数に応じて変更する。

(1)　園長　１名（常勤専従）

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2)　主任保育士　１名（常勤専従）

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について保育士を統括する。

(3)　保育士　６名　（常勤換算５名、非常勤１名）

保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家族連絡等の業務を行う。

(4)　看護師　１名（常勤専従）

看護師は、子どもの健康状態を観察し健康管理等の業務を行う。

(5)　栄養士　１名（常勤専従）

栄養士は、給食及びおやつの献立を作成し、給食業務の総括を行う。

(6)　調理員　１名（常勤）

調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(7)　事務員　１名（非常勤）

事務員は、当園の事務及び雑務を行う。

（保育の提供を行う日）

第６条　保育の提供を行う日、月曜日から土曜日までとする。

ただし、祝日及び年末年始（１２月２９日から１月３日）を除く。

（保育の提供を行う時間）

第７条　保育の提供を行う時間は、次のとおりとする。

(1)　保育標準時間認定に係る保育時間

７時３０分から１８時３０分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、１８時３０分から１９時００分までの範囲内で、時間外保育を提供する。ただし、土曜日を除く。

(2)　保育短時間認定に係る保育時間

８時００分から１６時００分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、７時３０分から８時００分及び１６時００分から１７時００分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

（利用者負担その他の費用の種類）

第８条　当園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

２　当園は、特定教育・保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払を受けるものとする。

（利用の開始に関する事項）

第９条　当園は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

（利用の終了に関する事項）

第１０条　当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

(1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) ２号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) ３号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

（緊急時等における対応方法）

第１１条　当園の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用乳幼児の保護者、嘱託医又は利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

２　保育の提供により事故が発生した場合は、水戸市（以下「市」という。）、利用乳幼児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３　当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

４　利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第１２条　非常災害に備えて、消防計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月１回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

（虐待の防止のための措置）

第１３条　当園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

（苦情対応）

第１４条　当園は、支給認定保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員会等苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

２　当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

３　当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

４　当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

（秘密保持）

第１５条　当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用乳幼児に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用乳幼児の保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

（記録の整備）

第１６条　当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

(1)　保育の実施に当たっての計画

(2)　提供した保育に係る提供記録

(3)　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に係る基準（平成２６年内閣府第３９号）第１９条に規定する市町村への通知に係る記録

(4)　保護者からの苦情の内容等の記録

(5)　事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

付　則

この規程は，令和４年　４月　１日から施行する。

この規程は，令和８年　４月　１日から改正する。

別表

１　特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
諸経費（０～４歳児）	外部講師料・誕生カード・文集・行事等	月額　８００円
諸経費（５歳児）	外部講師料・誕生カード・文集・行事・年長行事等	月額　１，５００円
主食費	３歳児以上	月額　２，２００円
副食費	３歳児以上	月額　４，８００円
絵本代	１歳児以上	月額　５００円
連絡帳	０～２歳児	１６０円
連絡帳	３歳児以上	１００円
連絡帳カバー		３５０円
帽子	１歳児以上	１，０５０円
健康の記録冊子	卒園までの健康の記録	３３０円
遠足代	入館料等	実費
口座振替手数料		１回　１７５円
紙おむつ	持参すれば無料	１枚　３０円
汚れ物入れ	持参すれば無料	１枚　１０円

２　時間外・一時保育に係る利用者負担

利用時間帯		金額
延長保育	第７条の範囲内	１５分　１００円
一時保育	０・１・２歳児　半日（４時間）	一回　２，５００円
	３歳児～　半日（４時間）	一回　２，０００円